

注 記

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針
- (1) 引当金の計上基準
- ① 徴収不能引当金
未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった結果、徴収不能見込額を計上している。
- ② 賞与引当金
教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年度に負担すべき支給見込額を計上している。
- ③ 退職給与引当金
退職金の支給に備えるため、期末要支給額794,848,200円と私立大学退職金財団の交付金相当額を控除した金額を100%計上している。
- (2) その他の重要な会計方針
- ① 預り金その他経過項目に係る収支の表示方法
預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。
2. 重要な会計方針の変更等
- (1) 改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)の適用
当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。
- (2) 賞与引当金の計上
学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。
この変更により、期首に計上すべき額として特別支出に60,155,225円を計上し、支給は翌年度であるが当年度の支給対象期間に相応する額として、人件費に58,291,403円を計上している。この結果、従来の方法と比較して教育活動収支差額、経常収支差額及び基本金組入前当年度収支差額がそれぞれ1,863,822円多く計上されている。
3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 5,596,625,053円
4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 111,981,122円
5. 担保に供されている資産の種類及び額
- | | |
|-----|----------------|
| 土地 | 2,301,004,960円 |
| 建物 | 2,471,796,182円 |
| 借地権 | 277,526,634円 |
6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 1,925,529,504円
7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策
第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。
8. セグメント情報

(単位:円)

	大学・短期大学	その他	合計
教育活動収入計	5,796,483,478	621,774,269	6,418,257,747
教育活動支出計	5,697,525,164	478,366,670	6,175,891,834
教育活動収支差額	98,958,314	143,407,599	242,365,913
教育活動外収支差額	△ 30,663,257	△ 20,603,323	△ 51,266,580
経常収支差額	68,295,057	122,804,276	191,099,333
特別収支差額	△ 67,125,581	△ 6,372,509	△ 73,498,090
基本金組入前当年度収支差額	1,169,476	116,431,767	117,601,243
基本金組入額合計	△ 101,333,069	△ 37,056,188	△ 138,389,257
当年度収支差額	△ 100,163,593	79,375,579	△ 20,788,014

- (注1) セグメント情報は拠点区分別の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。
- (注2) 「その他」には、学校法人部門のほか、留学生日本語別科を含んでいる。
- (注3) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局長通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務 なし
10. 子法人に関する事項 なし
11. 学校法人の出資による会社に係る事項 なし

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項
関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

(単位:円)												
属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	他の注記との関係
						役員の兼任等	事業上の関係					学校法人間取引
当該学校法人の役員及びその近親者が支配している法人(注1)	(学)開智学園	埼玉県さいたま市	-	学校	-	3名	経営統合	資金の借入	460,000,000	長期借入金	460,000,000	○
当該学校法人の役員及びその近親者が支配している法人(注2)	(学)たちばな学園	愛知県名古屋市長古屋市	-	学校	-	3名	業務委託	看板広告料の支払	825,000	広報費	825,000	○
								講師の派遣	1,134,500	兼務教員人件費	1,134,500	
当該学校法人の役員及びその近親者が支配している法人(注2)	(学)サンシャイン学園	東京都豊島区	-	学校	-	1名	設備共用	電気料金の支払	305,155	水道光熱費	-	-
								講師の派遣	48,000	兼務教員人件費	48,000	
当該学校法人の役員及びその近親者が支配している法人(注3)	(株)アイテックス	東京都中央区日本橋	2,000万円	事務用品販売、建物内装工事設計・施工等	-	1名	業務委託事務用品購入	事務用品購入	766,638	消耗品費	-	-
								什器移設等	1,714,900	報酬委託費	-	

(注1) 当法人の理事長が理事長を務めている。
(注2) 令和7年6月27日付で任期満了により退任した当法人の理事の近親者が理事長を務めているため、関連当事者に該当した期間の取引金額を記載している。
(注3) 令和7年6月27日付で任期満了により退任した当法人の理事が代表取締役を務めているため、関連当事者に該当した期間の取引金額を記載している。

13. 学校法人間の財務取引
学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位:円)						
学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	他の注記との関係
						関連当事者
開智学園	埼玉県さいたま市	資金の借入	460,000,000	長期借入金	460,000,000	○
たちばな学園	愛知県名古屋市	看板広告料の支払	3,300,000	広報費	3,300,000	(注1)
		講師派遣	4,358,500	兼務教員人件費	4,358,500	
		車両購入	1,210,000	車両支出	-	

(注1) 関連当事者に該当していたのは令和7年6月27日までである。

14. 重要な後発事象
なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) デリバティブ取引
デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

対象物	種類	当年度(令和8年3月31日)			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
金利スワップ取引	受取変動・支払固定	650,000,000	151,659,000	1,807,857	1,807,857

(注1) 上記、金利スワップ取引は将来の金利の変動によるリスク回避を目的としている。
(注2) 時価の算定方法
金利スワップ取引・・・取引銀行から提示された価格によっている。

(2) 通常の賃貸借取引に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	6,349,200円	2,275,200円
その他の機器備品	1,360,800円	680,400円
計	7,710,000円	2,955,600円

(3) その他
(学校法人開智学園への経営承継)
当法人は、令和8年1月16日開催の理事会において、学校法人開智学園との間で「経営承継に関する協定書」を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。その後、令和8年1月26日開催の理事会において、学校法人開智学園の役員等関係者が理事会の過半数を占めたことにより、当法人は学校法人開智学園の子法人となりました。
令和8年3月5日開催の理事会において、「学部等設置者変更契約」及び「合併契約」を締結することについて決議し、同日付で締結いたしました。
令和9年4月1日付で当法人が設置する東京福祉大学の大学院、すべての学部及び短期大学部を学校法人開智学園へ譲渡し、設置者を学校法人開智学園に変更するための認可申請が、令和8年4月8日付で文部科学省大学設置・学校法人審議会へ諮問されております。